

村の世帯・人口

昭和51年 3 月末日現在

総世帯数 3,126戸

人 口 13,592人

男 6,910人

女 6,682人

3 月の人口移動

出生 24 死亡 7

転入200 転出108

婚姻 10 離婚 0



広報にしはら



考えよう！ くらしと自治と憲法を

発 行 所

西 原 村 役 場

電話 (098995) 5011

5013・5012

印 刷

桑 江 印 刷 所

電話 (098995) 2365

一、村政情報

①昭和五一年第一回議
会臨時会終る……………1

二、村民の広場

①坂田小で表現ダンス
の研究発表行なわれ
る……………2

②和やかな中に白熱し
た討論―「母と子
の討論会」有意義に
……………5

③西原村役場チー
ム見事に準優勝……………6

三、告知板

①弁護士による「交通
事故」無料法律相談
の案内……………7

②五月の農家のしおり……………7

③五月の行事……………7

昭和五一年第一回議会臨時会終る

去る二月十三日から十四日までの二日間の会期で昭和五十一年度第一回臨時議会が開かれました。

今議会上程された議案は全部で十一件で、二日間にわたって慎重な審議が行なわれ、それぞれの議案、次の通りに決まりました。

▼建設委員長報告……旧西原飛行場跡境界設定事業について補助金交付願（陳情）の査定結果の報告について……採択

これで旧西原飛行場地域の境界の確認設定の作業に伴う経費を村費で補助してもらうという村議会の意見が一致し、村当局に送付することになった。

▼議員提出決議第十三号……沖縄油化工業施設撤去要求に関する決議について……原案通り可決

原案通り決議され資料一の通り県知事あてに沖縄油化工業施設の撤去措置を要求することになりました。

▼議員提出決議第十二号……沖縄油化工業施設移転に関する要請決議について……原案通り可決

原案通りに決議され、資料二の内容で沖縄油化工業に対して施設移転を要請することになりました。

▼議員提出決議第十四号……学校現場への「主任制度」導入に反対する決議について……原案通り可決

これで現在、文部省が強行しよう

としている教育現場への「主任制度」の導入については、教師間の分裂はもとより、子供たちにも多大な犠牲を強いるものである、として民主的教育を守る意味から白紙撤回するよう県教育委員会と文部省に強く要求することになりました。

▼村長提出決議第七〇号……沖縄県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について……原案通り可決

これで現在ある沖縄県町村議会議員公務災害補償等組合を三月三十一日付で解散し、四月一日からは議会議員を含めた非常勤職員公務災害補償組合を一本に統一できることになりました。

▼村長提出決議第七一号……沖縄県町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について……原案通り可決

▼村長提出決議第七二号……沖縄県市町村非常勤職員公務災害補償等組合設立について……原案通り可決

▼議員提出決議第六九号……専決事項の指定について……原案通り可決

これで沖縄県市町村非常勤職員公務災害補償等組合への加入手続き一切が村長の専決でできることになりました。

▼村長提出決議七三号……昭和五十一年度西原村一般会計補正について……原案通り可決

これは、歳入歳出それぞれ四千六百十五万二千円の追加により、歳入歳出予算の総額をそれぞれ十二億八百十三万五千円とすることを決めたもの。歳入では分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、村債等で四千六百十五万二千円の増。歳出では民生費、災害復旧費、予備費等に四千六百十五万二千円の増となっています。



臨時会

▼村長提出決議第七四号……昭和五十年度西原村水道事業会計補正予算について ……原案通り可決

▼村長提出議案第七五号……東部消防事務組合設立について

……否決

これで村が四月一日から与那原町、南風原村、佐敷村と一体となって設立計画の東部消防事務組合に本村は加わらないことになりました。

資料一

沖縄油化工業施設の

撤去要求に関する決議

本村のやや中央を東西に走る県道38号線に添って坂田区域と称する一角に、目下廃油の再生処理を目的として施設が既に設置されている。

当該施設は県内各事業所から排出される廃油を回収し、これをエネルギー源として再生する施設であるが、かかる油類を取り扱う施設は、その再生工程において悪臭、煤煙、騒音等の公害、或は回収し再生した油類を貯蔵する施設の設置による火災、油の流出等の事故発生が当然予想される。しかも、その近隣には人家が密集しており、生活環境の破壊、事故などによる近隣住民の生命財産への被害は想像に難くない。

また、当該地域は、村としても疎大の移転や西原高校の新設に伴って近い将来文教地区として学園都市形成の構想をもっており、かかる地域に県は村の施策に逆行するような形で、当該施設設置に関する一連の許可を与え、施設の設置を進捗せしめていることは承服できない。

たとい当該施設に関する一連の法的手続きに瑕疵はなかったとしてもその以前の行政上の問題として、県はかかる公害施設の設置に対しては地元市町村の振興策との関係、或は地域住民とのトラブルを避けるための周到な配慮が必要であり、その配慮を欠いた今回の県の措置は時代の趨勢に逆行するものである。

また、県は当該施設の設置については、事前に村への連絡はなく、そ

の上当該施設の設置に対して村や地域住民の抗議や要請にもかかわらず、これを無視して一連の許可を与えたことは承服できない。

よって本村議会は県の猛省を促し当該地域からの当該施設の撤去措置を講ずるよう要求する。

右記決議する。

昭和五十一年二月十三日

西原村議会

資料二

沖縄油化工業施設移転に

関する要請決議

貴社は、本村坂田区域の一角に廃油の再生処理を目的とした施設を既に設置しているが、かかる油類を取り扱う施設は、その再生工程において悪臭、煤煙、騒音等の公害の発生がこれまでの油類を取り扱う企業の実態から当然予想される。

それに貴社は県内各事業所から回収し、再生した油性を貯蔵する施設を設置していることから、油の流出、火災等の事故発生も当然考えら

れる。

周知のように貴社の近隣には人家が密集しており、いったん事故あるときはむろんのこと、日常生活においても地域住民の生活環境の破壊、健康管理の問題など、地域住民の不安や恐怖を助長するものである。

しかも、当該地域は村としても近い将来文教地区として学園都市形成の構想をもっており、かかる地域に貴社の廃油再生施設は村の都市計画の上からも好ましいものではない。

たとい貴社の諸施設の設置に関する一連の法的手続きに瑕疵はなかったとしても、地域住民の協力なくして会社存続の可能性が困難であることは、も早や時代の趨勢であり、そのことは貴社も充分承知している筈である。

よって本村議会は貴社の猛省を促し、当該地域からの施設移転の措置を講ずるよう要請する。

右記決議する。

昭和五十一年二月十三日

西原村議会

村民の広場

創造性の豊かな子供へ……

坂田小で表現ダンスの研究発表 行なわれる



各グループとも真剣に話し合い

本村が近年、都市化の傾向にあることは村民の皆さんですでに知るところですが、坂田小学校区は団地等の影響で、その最も顕著な所。こうした社会環境の急激な変化の中で、たくましく創造豊かな子供達を育成するには、と云う課題は、近年、教育現場にたずさわる先生方の

大きな関心事となっている状況。

そういう中で、本村の坂田小学校（知念清校長）で昨年の四月ごろから先生方と生徒たちが一体となって「ダンス（表現）」の効果的指導はどのようにすればよいか」の研究がなされ、学校関係者から大きな関心が寄せられておりました。

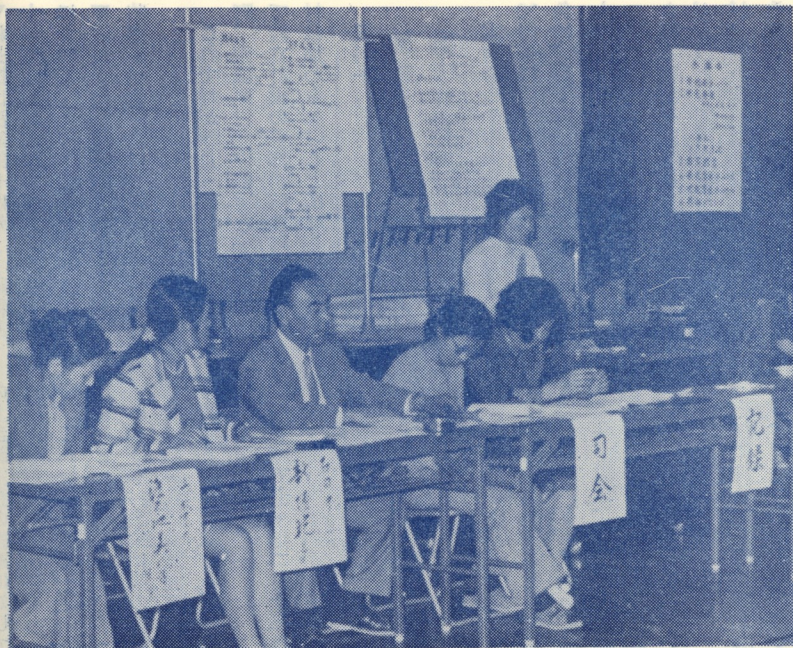
その研究成果の中間的な発表会が去る二月二十六日午後一時から坂田小学校で百人余の先生方、教育関係者が見守る中、行なわれ大きな注目をあびました。その日は、五年生の公開授業として表現ダンス「二つの力」が行なわれ、その後に授業研究、表現ダンスの主題設定、研究の実際等に関するレポートがなされ、熱気と笑いに満ちた活発な意見交換が行なわれ、同研究がいかにか今日の課題として多くの先生方の間から関心が寄せられているかを物語っていました。

同校の知念校長先生の弁によるとこの研究は①急激な社会環境の変化の中で誰れとでも仲良くできる子供を育成する②よく考えてやりぬく子

供を育成する③表現ダンスにおける先生方の指導力を高める、ことを大きなネライとして取り組まれたもので、研究主題の設定も当然この課題にそって設定されてきた、とのことでした。

この表現ダンスは、従来、指導する側の先生方に抵抗があり、体育学習の陥没点となっていた分野と言われ、加えて別表一に見るように受け入れる子供たちのダンスに対する考え方も、中、高学年になるに従って関心がうすく、そのことがあいまって学習が不十分になってきた過去の状況があったようです。

こうした状況下で、前述した研究主題の設定のもとに同校の波照間ミサ子教諭、根路銘久子教諭、翁長洋子教諭の三人の先生方が中心となつて昨年の四月から「ダンス（表現）」の効果的指導はどのようにすればよいか―興味をもたせて動きをひきだすための指導」の研究が精力的に取り組まれ、県教育委員会の研究指定も受け、多くの関係者から、その成果の程が期待されてきました。



研究発表会

この表現ダンスが子供たちをはじめ、先生方から抵抗がある一つの理由には、表現ダンスが体を動かすことによって思想、感情を表わすという作業だけに、全く創造の分野に属し、そこに「どうやっていいかわからない」「指導しにくい」という難しさがともなうことが考えられます。

それだけに、動きを引き出すための指導に相当の工夫が要求され、三人の先生方も、そのことに大きな努力をはらったとのレポートでした。

いわゆる「興味をもたせて、動きを引き出す」ための方法として①子供たちのイメージをかきたてるため身近にある想像可能な題材を与える②実物、写真、絵画、OHP（スクリーン）に資料を撮影するスライド形式の視聴覚教育装置）などの資料のつかい方を工夫する③準備運動を効果的にする④表わしたい内容のリズムと効果音を与える⑤教師が適切な助言を与える⑥教師のもつふんいき―賞讃のことは多くする⑦ハミリ映写を利用する⑧他教科と関連させた指導も大切にする。等々いろんなやり方の工夫がひろうされました。

◎実践から……

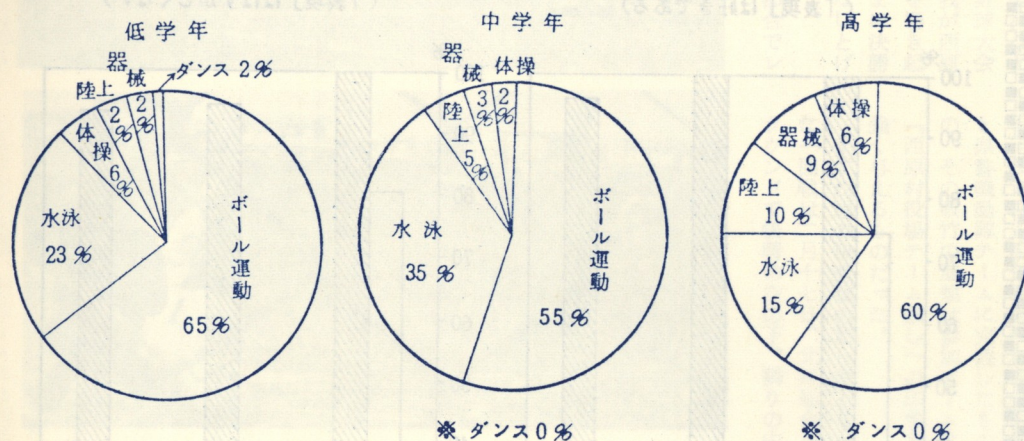
「…今日は、みんなかたつむりさんになりましょう。みんなできるか」「あつ、おいしかった。ごちうさま、今度はどこへ行こうかな」と先生の助言や暗示に子供たちが思い思いに動作、反応を示して行く、その豊かな表現力に先生方もビックリさせられたとのこと。歌を歌うたり話し合いをしたりして、その表現しようとする対象のイメージをもっと明確にすると、子供たちの反応も、よりいっそう敏感に細かく多様性をますのが手にとるようにわかったそうです。個人個人による表現ダンスから出発してグループによる題材の「時計」「プラモデルを作ろう」等に進んでくると、子供たちの話し合い、チームワークもいよいよ真剣さをまし、表現も大きく、連続的で豊かなものへと発展を示した。

別表 1

○ 子どもの姿

研究をはじめるとあって、まず最初にダンス学習に対する子どもたちの実態をとらえることが必要であると考え、手はじめに次のような意識調査を試みた。(4月末実施)

1. 運動6領域の興味調査(4月末調べ)



ダンス領域の好きな子は、低学年では1人、中、高学年では皆無である。(グラフに表われているのは、選択第1位の領域である。)

2. ダンスの興味調査

	低学年	中学年	高学年	男	女	計
すき	75%	26.4%	5.6%	23.3%	56.3%	36.2%
きらい	25	73.6	94.4	76.7	43.7	63.8

研究にたずさわって来た先生の話では、この表現ダンスの実践を経るなかで①子供たちは「表現」学習に興味をもつようになり、学習意欲も一段と向上を示した②はすかしさ、とかがなくなり、伸び伸びと自由に動けるようになった③自分の思うことがはっきり言えるようになり、話し合い学習が活発になった④他の教科が不得意な子供たちも、自信をもち意欲的にとりくむようになった⑤作品について詳しく観察できるようになり相互に鑑賞し合う学習態度ができてきた、等の変化がはつきり見られ、その上に①誰れとでも仲よくできる子供②自由に意見が言える子供

⑧目標をもって、それに到達しようという向上心を持つ子供へと成長して行く過程が見られ、当初のこの表現ダンスの研究目的が達成しうる自信と可能性が得られた、このことでした。

このすばらしい研究実績をステップ台として今後、もっと幅広く表現ダンスの授業が実践される可能性を切り開いた点で、同研究が学校現場はもとより、多くの教育関係者の高く評価するところとなっています。

ちなみに、子供たちの表現ダンスの実践後の反応は別表二に見る通りです。

ややもすると、イマジネーション

ン、創造性に欠けた人間が、ごく自然に生まれ出る、この現代社会と言われる中で、こうして自らの体を動かすことによって思想、感情を表現するという教育実践が、他の面でおよぼす影響は、はかり知れないものがあります。

「足先きに緑豊かな学園として、その名を高めた坂田小、今度は子供たちの豊かな創造性をのばし、はぐくんで行く学校ぐるみの表現ダンスの研究への取り組み。このことは他の学校への示唆、影響等からも、今後よりいっそう、ほりあげた研究を：と各方面から大きな期待が寄せられています。

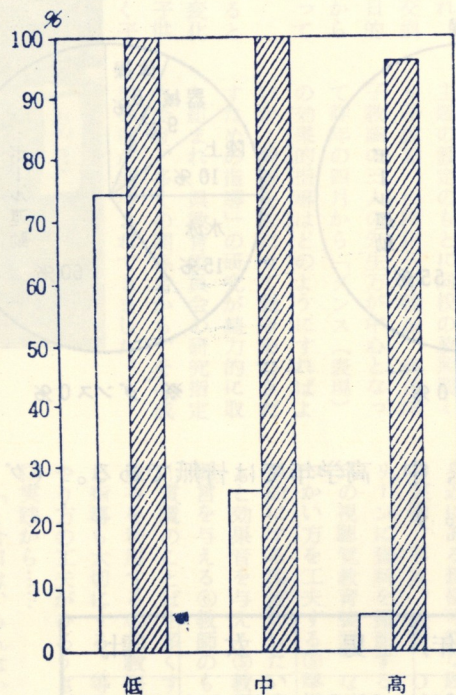
別表2

◎ 子どもの姿はどう変わったか

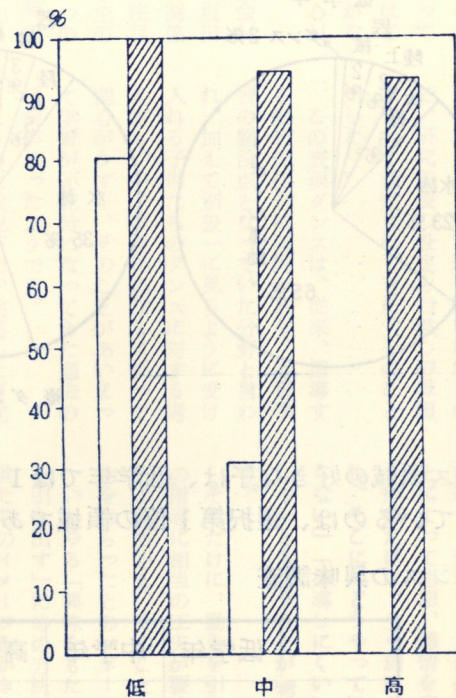
1. 意識調査から

事前調査を4月に、事後調査を1月末に実施し、この両者を比較してみた。
調査対象は、研究学級だけとなっている。

(「表現」は好きである)



(「表現」ははずかしくない)



四月調査

4月の事前調査にくらべて、1月の中高学年の意識が著るしい変容をとげていることは、一目瞭然である。1月の時点で、90%以上の子どもたちが、表現学習に対する抵抗は、完全に取り除かれたわけである。

坂田小 母と子の討論会 和やかな中に白熱した討論

坂田小PTA婦人部の事業の一環として、去る二月二十三日に同校の体育館で「母と子の話し合い」が行なわれました。

児童を理解し、その健やかな成長を母親の立場から考えていこうという趣旨で行なわれたもので、母親代表にはPTA婦人理事が児童代表としては、児童会の代表委員が出席しました。

多くの話題の中から「お手つだい」と「家庭学習」の二点にしば

て、それぞれの立場から白熱した論議がかわされました。

特に子供がわの意見としては「親が子どもを指導する場合は、子供の立場にたって、子どもの気持ちを理解してほしい」という観点からの意見が多く述べられました。

子供たちの主な意見は次の通りです。

▼勉強している時は、テレビをかけるだけでほしい。
▼勉強している時は、お使いにやっ

てもらいたくない。

▼勉強に口だしをしたり、せきたてたりしないでほしい。

▼学校から帰ってすぐ勉強、勉強としないでほしい。

▼時には、おとなあつかい、時には子どもあつかいでおもしろくない。

▼おつかいは一べんにまとめてほしい。

▼夜からお使いさせないでほしい。
▼おてつだいは兄弟姉妹みんなに公

平にさせてほしい。
 ▼子どもたちの机をあらさないでほしい。
 ▼下の子がちらかしたりしても上の子を叱らないでほしい。
 ▼他人と比較しないでほしい。
 ▼叱ることがしつこい
 こう見て来ると両親への注文にはかなり手きびしいものがありますが

両親のいい点として子供たちは次のことをあげています。
 ▼身だしなみについて気をつかってくれる。
 ▼子どもの言い分をよく聞いてくれる。
 ▼何かを一生けんめいやるとほめてくれる。
 ▼友だちがいるとやさしい言葉をか

けてくれる。
 ▼子どもと「しよ」に遊んでくれる
 ▼おやつが用意されているとき。
 子供たちの物の感じ方、見方には一点のくもりもありません。いい子にするためには親として子供たちとどう接したらいいのか、その答えは子供たち自身がはっきり言っているようです。

西原村役場チーム

見事に準優勝

春の職域野球大会 中部地区C組

去る二月から三月にかけて行なわれた昭和五十一年の春の職域野球大会中部地区C組で、初参加の我が西原村役場チームは、西原旋風を巻き起こしあれよ、あれよと思うまに決勝戦までコマを進める快挙をなした。

決勝戦では選手の仕事の都合でレ

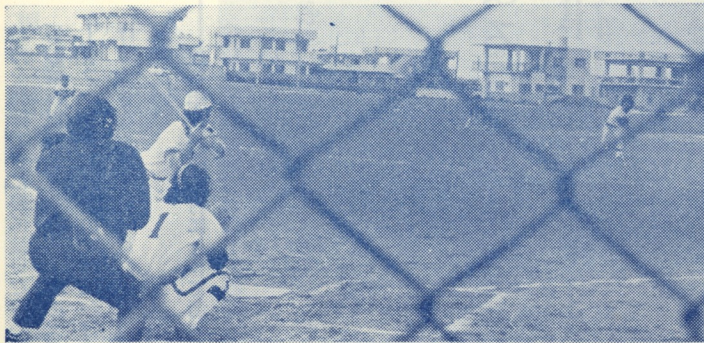
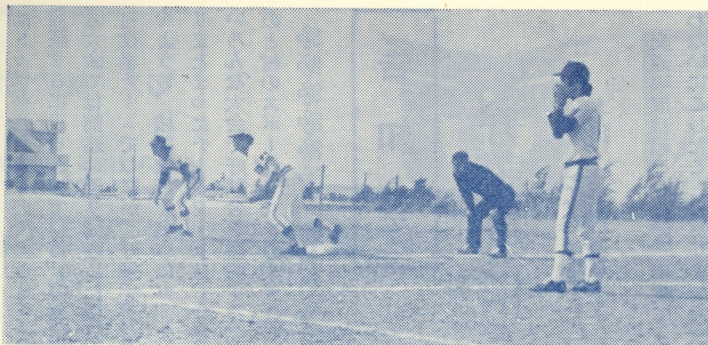
ギュラー四人の欠場等があり十対〇と県警機動隊チームに完敗したものの、その破竹の進撃は参加チームに「西原村役場チーム強し」の印象を強く与えるものだった。

まず西原の快進撃の第一歩となった一回戦は二月十七日、北谷総合グラウンドで快晴の空の下、隣りの中

城村役場チームと対戦。試合は三回に相手チームに二点を先行されたが味方打戦が五回にいき爆発。三つのファールボールを含めて三安打を集申し三点を入れ逆転に成功。その役はエース喜納がピタリとおさえ、見事一回戦に勝利した。続いて二月二十五日には二回戦宜野湾市役所建設部チームと対戦。エース喜納が八つの三振を奪う好投で八対二の快勝。

二月二十七日の三回戦は対ヒルトンホテル・チーム。ガッチリまとまったチームワークで二点のリードを一きに押返し六対四で勝利。四回戦は翌二十八日にコザ高校職員チームと対戦。味方打線が十二安打の猛攻で八対五で大勝し、初参加でベスト四進出の快挙を成しとげ、中央大会への出場権を獲得。三月一日には第五回戦、準決勝が対具志川市役所チームと行なわれた。この試合でも西原村役場チームの打線は猛打を重ね、エース、喜納の力投もあって、十二対四の大勝。まさに西原村役場強しの観を他チームに与えるものだった。

三月五日には中央大会の第一戦が奥武山第二球場で行なわれ、ハーバービュホテルチームと延長十回まで行く熱戦を展開し、惜しくも味方守



備陣の乱れから四対二と惜敗。しかし、その戦いぶりには、まさにC組ではトップクラスのものであることを実証するに足るものでした。中部地区大会では前述の通り完敗した西原村役場チームでしたが、好投手喜納をよし、城間監督を中心にガッツリまとまったチームワークは、今後いろんな大会で好試合を展開するものと村のスポーツファンの大きな期待が寄せられている。

とくに今大会、同チームがこれ程の力を発揮できた裏には日ごろの練習の積み重ねはもちろん、村のスポーツファンが、試合のたびにかけつけて大きな声援を送ったことも見のがせない。

従来、交通事故の保険請求事務は一般的に容易でないところから、ややもすれば示談屋などに乗ぜられて多額の費用をとられ被害者に一層の苦しみを考えている例がみられます。そこで沖縄弁護士会では、安い費用で、安全確実に保険請求事務を代行して県民へのサービスをと考えている訳です。

五一年度が西原村にとって活発な躍動の年になる前ぶれを思わせる明るい話題と言える。

告知板

弁護士による「交通事故」

故「無料法律相談の案内」

交通事故は起こさない。事故に合わないにこしたことはありません。しかし、交通事故の被害者は年間百万人にもなり、うっかりすると誰れにも避けられない事態になっています。

不幸にして交通事故にあったとき直接の被害者はもとより家族は一日も早く全快を祈る一方、治療費、生活費の心配をしなくてはなりません。これは加害者として同じことです。

交通事故問題の解決は加害者が誠意を示し、被害者も法外な要求をしないで円満な示談が成立する場合もあります。場合によっては示談屋が割りこんで来て話をこじらせたり涙金程度でかたづけられる例もあります。

このように思いもよらない事故にあつて困惑されることのないように弁護士会は日弁連交通事故相談センターを設立し、信用のおける相談所を開設しております。どうぞ気軽にご利用下さい。

▲交通事故の際の相談の内容
①相談は専門家の弁護士が受けま
す。②相談は無料です。③加害
者、被害者を問わず相談に応じま
す。④秘密は厳守します。⑤相

談者が弁護士の紹介や訴訟（裁判）費用の立替を希望する場合は、法律扶助会へ幹旋しております。

▲交通事故の際の相談の具体例
①損害の請求金額について②示談の方法と知識③損害賠償金の請求方法④保険金の請求⑤その他交通事故に関する一切の法律相談

▲相談場所、日時及び担当者
相談場所：沖縄弁護士会―那覇市
楚辺七七・裁判所ビル
内、電話五四一六二五

日時：毎週土曜日午前九時から十
二時まで

担当者：沖縄弁護士会所属弁護士
▲弁護士会におけるその他の無料法
律相談

①一般の法律相談 ②人権相談
③訴訟費用の立替 ④弁護士の紹介
▲交通事故の保険請求事務も弁護士
会は代行します―必要の際は是非
利用して下さい。

昭和五〇年三月十五日により交通
事故による自動車損害賠償請求保険
事務を行なっています。これまでの
交通事故相談に加えて新しく保険請
求事務を行ない、県民へのサービ
スを強化することがネライです。

②普通手数料
(イ) 受け取る保険金が金一〇〇万
円まではその一パーセント。
(ロ) 金一〇〇万円を超える部分に
ついては〇、三パーセントを加
算します。

③受付日：平日午前十時～午後四
時まで（但し、土曜日を除く）
④受付場所：交通事故の無料相談の
場所と同じく裁判所ビル内の沖縄
弁護士会です。

五月の農家のしおり

▲種まきと植付

夏きゅうり、旧盆用スイカ、ニ
ラ、ようさい（ウンチエ）カラシナ
（シマナ）―種まき

いも、ねぎ、ふだんそう、葉ちし
やバナナ、パパイヤ―植付

▲手入れと施肥

株出しさとうきび（おそものは根
を切らないように）いも、さとい
も、きゅうり―施肥、ハウス利用夏
野菜植付準備

▲病害虫の防除

さとくきび（黒穂病、コバネナガ
カメムシ、メイチュウ、タカラマル
カメムシ、メンガチュウ）の防除、
キャベツ（モンシロチョウ）の防除、
さつまいも（テングス病、アリモド
キゾウムシ、イモサルハムシ）の防
除、野ねずみの駆除

五月の行事

一日：商業統計調査
三日：憲法記念日（公休日）
五日：こどもの日（公休日）
十日～十六日：愛鳥週間